（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第六条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「、第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百四条の四第六項」の下に「（第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十一号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第一条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）」を「第二章　創業　第一節　創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）　第二節　社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）」に、「第十五条」を「第十四条・第十五条」に、「第十条・第十一条」を「第十六条・第十七条」に、「第十二条―第十七条」を「第十八条―第二十三条」に、「第十八条―第二十五条」を「第二十四条―第三十一条」に、「第二十六条―第四十二条」を「第三十二条―第四十八条」に、「第四章　中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備」を「第四章　中小企業の事業継続力強化　第一節　事業継続力強化（第四十九条―第五十三条）　第二節　支援措置（第五十四条―第五十八条）　第三節　雑則（第五十九条・第六十条）　第五章　中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備」に、「第四十三条―第四十八条」を「第六十一条―第六十六条」に、「第四十九条―第五十四条」を「第六十七条―第七十二条」に、「第五十五条」を「第七十三条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十四条」を「第八十二条」に改める。

第一条中「並びに中小企業の」を「、中小企業の」に、「を行う」を「並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行う」に改める。

第二条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第四十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「同条第二項第三号イ(1)」を「同条第二項第四号イ(1)」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十六条第一項及び第十七条第一項」を「第二十二条第一項及び第二十三条第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　この法律において「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

第二条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項」を「第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十二項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であって、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　新規中小企業者

二　中小企業者等であって、事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人（前号に掲げる者を除く。）

三　中小企業者等であって、設立の日以後の期間が五年未満の会社（第一号に掲げる者を除く。）

四　中小企業者等であって事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるもののうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十九条第三項及び第七十条第一項第一号において同じ。）の開発その他の情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）